

質問に対する回答書

工事等番号 令和4年度水工第36号

工事等件名 公共下水道事業に伴う白塚町地内配水管移設工事（その2）

上記案件に係る質問に対して、下記のとおり回答します。

設計図書等の ページ箇所	質問内容	回答
参考資料 P4 P29 P30 P31 P36~39 P41~42 P164~170 P189 P193 P197 P279 P293 P296 P396 P446	物価資料による単価の決定方法について、建設物価掲載単価と積算資料掲載単価の平均額を単価として適用していると考えますが、単価採用優先順位は守られていますか？（令和4年3月の単価を適用している材料も含む） 例えば 積算資料の津（三重県）の優先順位は 第1優先：津 第2優先：四日市 第3優先：中部 第4優先：本州 第5優先：全国 第6優先：名古屋 建設物価の津の優先順位は 優先1：津 優先2：四日市 優先3：名古屋 優先4：東京 また、この優先順位を守らず単価を決定しているのであれば単価を適用した地域（優先順位）を教えてください。	本工事については、物価資料の採用地域は別紙のとおりとし、管材費関係は工事費積算参考資料のP4のとおり計上し積算しています。